

社会保険審査官室

審査請求とは、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、保険者等（全国健康保険協会都道府県支部、健康保険組合、厚生労働大臣、日本年金機構等）から受けた決定（処分）に対し不服がある場合、その保険者等の事務所の所在地を管轄する社会保険審査官に対し、不服を申し立て、その処分が妥当かつ適法であるかどうかの審査を請求するものです。

また、保険者が行った処分に対する不服申立てとは、保険者の処分に至った理由の説明を要求するものではなく、保険者から処分に至った理由の説明を受けたが、その理由は自分には当てはまらない、又はその理由は法令にそったものとは考えられないとしたときに、審査を請求することを指すものです。

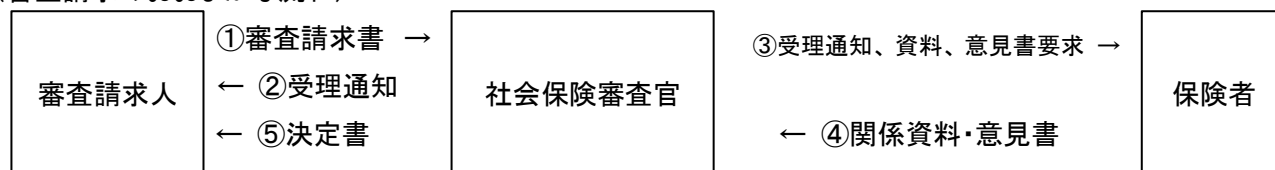
審査請求の方法は、社会保険審査官から審査請求書入手し、社会保険審査官に提出する方法のほか、保険者の窓口（年金に関するものは最寄りの年金事務所、健康保険の給付に関するものは全国健康保険協会の各支部又は健康保険組合。）において審査請求書入手し、その保険者の窓口に提出する方法もあります。

なお、審査請求ができる期限は、正当な事由がない場合は、保険者の処分通知書が届いた日の翌日から起算して3か月以内とされています。期限を超えないようご注意ください。

次に、審査請求の流れを、おおまかにご説明します。

1. 社会保険審査官室で審査請求書を受け付け後、内容に不備がない場合、審査請求人に受理通知をお送りします。
2. 保険者に対し、審査請求の受理を通知し、審査請求の対象となった処分に係る関係資料及び保険者が行った処分の理由（意見書）の提出を求めます。
3. 保険者から関係資料及び意見書が届いた後、社会保険審査官の審査を開始します。
4. 社会保険審査官が審査した内容又は判断について、「決定書」を作成し郵送します。

（審査請求のおおまかな流れ）



これらの処理が完了するまで数カ月を要しますので、ご承知おきください。

参考として、当局の社会保険審査官にお問合せが多い、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄への記入内容について、ご説明します。

この欄は、審査請求をされる方が、社会保険審査官に対し、「どのような処分を受けたので不服申立てをするのか、その理由及び社会保険審査官にどのような決定をしてもらいたいのか」等を、できるだけ詳しく申し述べていただく欄です。この欄に記入できない場合は、別紙を作成し添付されても構いません。

その記載例を一部ご紹介します。

【年金給付関係】

例1…障害基礎年金を請求したところ、受給要件の障害の程度に当たらないとして不支給決定となったため、この不支給の処分を不服とする場合

障害基礎年金を請求したが、平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表（障害年金1、2級の障害の程度表）に定める程度に該当しないためとして、不支給決定された。この決定には不服であり、2級の障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態が続いているため。

例2…障害厚生年金を請求したところ、障害等級3級の決定を受けたため、この3級決定の処分を不服とする場合

障害厚生年金を請求したが、障害等級3級に該当するとした決定を受けた。この決定には不服であり、2級の障害厚生年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態であるため、この障害の状態は2級に該当する。

例3…障害基礎年金受給者が指定された時期に診断書を提出したところ、障害の程度が軽減したとして、障害基礎年金が支給停止となったため、この支給停止の処分を不服とする場合

障害等級2級の障害基礎年金を受けていたが、診断書を提出したら、障害の程度は厚生年金保険法施行令に定める障害等級の3級の状態に該当したためとして、支給停止となった。この決定には不服であり、障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態に変更がないため。

【健康保険給付関係】

例4…傷病手当金の請求をしたが、傷病手当金を請求した傷病は、以前、同一の傷病により傷病手当金の支給がされており、支給できる期間を超えているとして不支給決定されたため、この不支給の処分を不服とする場合

傷病手当金を請求したが、同一傷病による傷病手当金の支給期間が1年6ヶ月を超えた期間の請求であるとして不支給決定となった。この決定には不服であり、傷病手当金を支給してもらいたい。

理由、以前、傷病手当金の支給を受けた傷病は、既に平成〇年〇月〇日で治癒しており、この度の傷病は新たに発生した別の傷病であるため。